

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

令和2年2月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 大飯発電所
所 在 地 福井県大飯郡おおい町大島

(3) 変更の内容

昭和47年7月4日付け47原第6733号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた大飯発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

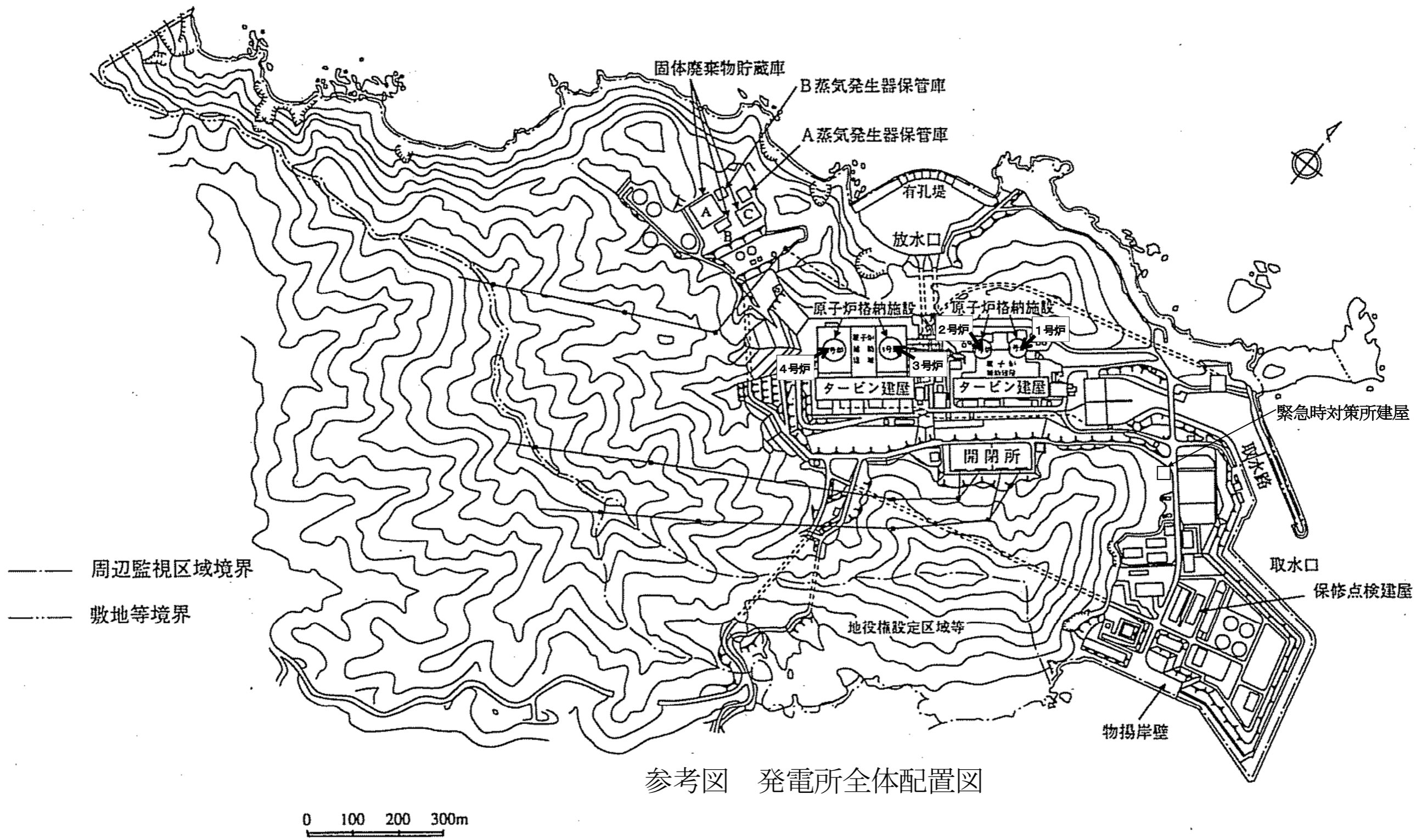
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

イ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、3号及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置を行う。

ロ、3号炉及び4号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）を設置する。



参考図 発電所全体配置図